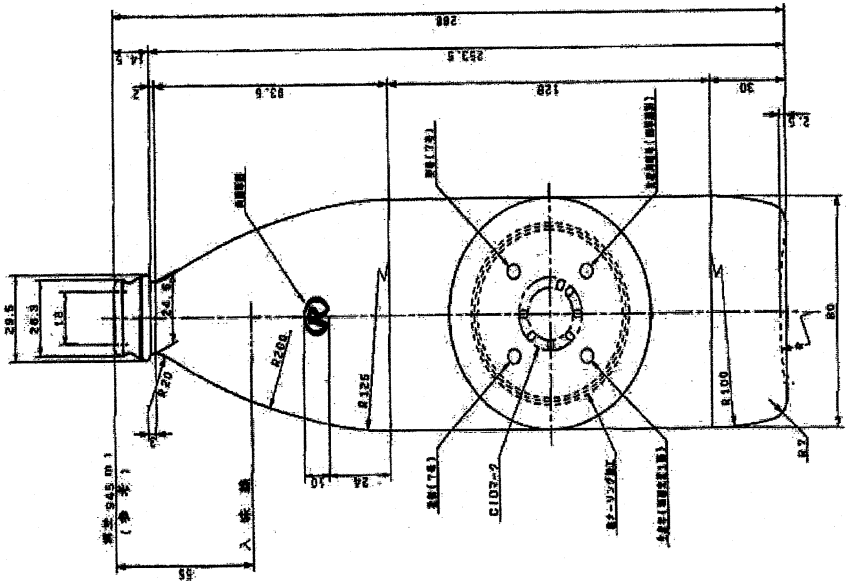
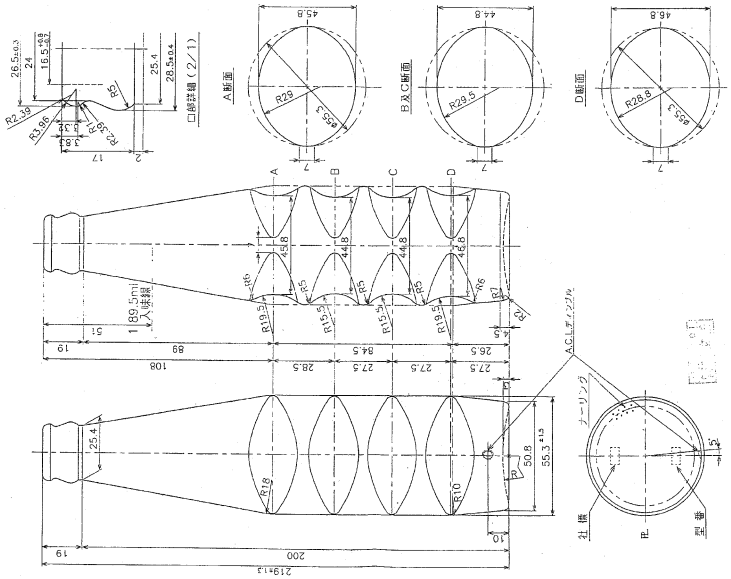
【図第十一】



【図第十二】



公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１７０号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の２　中登美団地Ｂ７―105号
債務者　ガレージブーズこと　今西　健司
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６１７号
広島市中区千田町３丁目11番20号
債務者　蓮池裕美子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７１９号
広島市中区千田町３丁目11番20号
債務者　蓮池　和寛
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７６号
広島市中区基町20番１―919号
債務者　山路　　恵
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３８号
北九州市小倉南区志徳２丁目１番35―503号
債務者　小笠原克己
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６５０号
北九州市小倉北区片野５丁目３番10―602号
債務者　杉　　公智
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６５２号
北九州市小倉南区葛原高松１丁目12番28号
債務者　丸本真里香（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６５８号
北九州市八幡西区別当町３番23号
債務者　増根　芙美
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部